

メガチップス グリーン調達ガイドライン

第7版 2014年2月28日

MegaChips

はじめに

かけがえのない地球の環境を維持し、後の世代に美しい自然を引き継いでいくために、世界中で環境保護に対する取り組みが行われています。このような状況のなか、環境に深刻な影響を及ぼす、もしくは及ぼす恐れのある化学物質の使用を規制し、削減していこうというグリーン調達の取り組みがはじまっています。

株式会社メガチップスにおいても、地球環境保全推進を事業経営の重要な一要素として位置づけ、環境に負荷を与える物質の削減を目指したグリーン調達に取り組んでまいります。

しかしながら、グリーン調達は当社だけの活動では十分な成果を上げることはできません。多くのお取引先様のご協力に支えられて成り立ちます。

そこで、当社のグリーン調達に対する取り組みをガイドラインにまとめました。

つきましては、お取引先様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

株式会社メガチップス

目次

はじめに	i
1. メガチップスの環境方針	1
2. メガチップスのグリーン調達活動	2
2.1. 取り組み	2
2.2. 適用範囲	2
2.3. 適用時期	2
2.4. 用語の定義	2
2.5. 含有禁止物質および含有抑制物質リスト	3
3. お取引先様へのお願い	3
3.1. 当社への納入品に対する含有禁止・抑制対象化学物質含有状況の把握	3
3.2. 含有判定基準	3
3.3. お取引先様の監査について	3
3.4. 含有禁止物質非含有の確約	3
3.5. 法規制への対応	3
3.6. 微量分析レポートの提出	3
3.7. 顧客要求への対応	3
3.8. 不適合発生時の対応	4
3.9. 環境保全活動の推進	4
4. 問合せ先	4

1. メガチップスの環境方針

株式会社メガチップスは、「高い技術力をベースに、人々の安心や安全、豊かな生活、地球環境維持の実現に貢献する。」ことを使命としています。

当社はその実現のために、国際規格「ISO14001」に準拠した環境マネジメントシステムを構築し、当社の事業活動、製品及びサービスを通じて、地球環境保全推進のために「システムの継続的な改善と汚染の予防」、「社会に役立つ価値の創造」を推進することを事業経営の重要な一要素と位置付け、地球環境に貢献します。

1. 法規制及び当社が同意したその他の要求事項を順守し、汚染の予防に取り組みます。
2. 省資源、省エネルギー及び廃棄物削減のために、製品アセスメントを強化し、製品の高機能化、小型化、低消費電力化及びリサイクル性を考慮した環境配慮、高循環型製品づくりに取り組みます。
3. グリーン調達ガイドラインを制定、定期的に見直し、的確に運用することで、環境負荷化学物質の削減や適正管理を継続的に実施します。
4. 開発・設計を中心にしたオフィスにおける省資源、省エネルギー及びリサイクル活動に取り組み、地域と連携した環境改善に努めます。
5. 環境方針を全従業員に周知すると共に、環境教育・訓練の実施、専門知識及び技術能力の向上を図り、全員参加による環境課題の共有と保全活動の向上に取り組みます。
6. 環境方針はパンフレットなどにて一般の方々にも公開します。

2. メガチップスのグリーン調達活動

2.1. 取り組み

- (1) 環境負荷の低減、化学物質の使用削減を図るため、当社の調達する原材料、部品、製品（完成品）、容器包装材について、別途送付させていただく含有禁止物質リストおよび含有抑制物質リストに提示した物質の使用禁止・抑制をしていきます。
- (2) 環境負荷低減の取り組みの輪を広げるために、環境保全活動を積極的に実施されているお取引先様からの調達を優先します。

2.2. 適用範囲

以下の原材料、製造工程で使用する材料、部品、製品（完成品）、容器包装材に適用します。ただし、当社顧客からの支給部材はこの限りではありません。

- (1) 当社が依頼して、お取引先様が設計、或は製造する部品、製品、容器包装材
- (2) 当社が購入するすべての原材料、部品、製品
- (3) 当社製品及び当社へ納品する製品の容器包装材
- (4) 商社様からの再梱包出荷品

2.3. 適用時期

本ガイドラインの制定・改定日以降に製造される製品に適用されるものとします。

2.4. 用語の定義

- (1) 環境負荷物質：化学物質の内、地球環境あるいは人体に著しい影響を及ぼす物質、またはその可能性が有る物質。
- (2) 禁止物質：当社製品への含有を禁止する物質と製造工程で使用を禁止する物質の総称。
- (3) 含有禁止物質：当社製品及び出荷梱包材への含有を禁止する物質。但し、法規制において使用禁止措置の適用除外とされているものについてはこの限りではありません。
- (4) 製造工程使用禁止物質：当社製品の製造プロセスで、使用を禁止する物質。
- (5) 含有抑制物質：当社製品に含有している場合には、その含有率、含有量、含有目的及び含有部位を明確にして管理する物質。
- (6) 均質材料：異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。「均質材料」の例は、個々のタイプのプラスチック、セラミック、ガラス、金属、めっき、紙、ダンボール、樹脂、コーティングなどです。塗装、めっきの様に複合層からなる場合には、各々の単一層を均質材料とします。
- (7) 機械的に解体：その材料が原則として、例えば以下のような機械的操作によって分離することを意味します---ねじ外し、切断、破壊、粉碎及び研磨工程。

(8) 意図的添加：特定の特性、外観、または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に、製品または部品の形成時に故意に使用することを意味します。

2.5. 含有禁止物質および含有抑制物質リスト

別途当社から送付させていただきます。リストの改定があった場合には、改定版との差し替えをお願いいたします。

3. お取引先様へのお願い

3.1. 当社への納入品に対する含有禁止・抑制対象化学物質含有状況の把握

含有禁止化学物質の使用・不使用や環境負荷物質含有状況についての調査を依頼します。部品や原材料等変更時には最新の含有状況をご提出ください。この時、法規制等において使用禁止措置の適用除外とされているものについてもご報告ください。

また、ロット単位でも、ご提出いただいている最新の含有状況と差異がないことを書面にて提出していただく場合があります。

納入済みの原材料、部品、製品（完成品）、容器包装材につきましても、使用化学物質等の調査をご依頼する場合がありますのでご注意ください。

3.2. 含有判定基準

均質材料単位で算出してください。

塗料、接着剤においては乾燥硬化後の状態で測定
データ数値は最大値（理論値または実測値）

3.3. お取引先様の監査について

必要な場合には、当社との取引開始あるいは定期的に、本ガイドラインに照らし、製造製品、材料、副資材及びその管理状況の監査または確認を行うことがあります。

3.4. 含有禁止物質非含有の確約

「含有禁止物質および含有抑制物質リスト」に定める含有禁止物質を使用していないことを保障するために、別途当社から送付する「グリーン調達ガイドラインの遵守に関する規制物質の非含有証明書」を必要な場合には提出して頂くことがあります。

3.5. 法規制への対応

本ガイドラインに記載されていない物質、用途、制限値であっても国内及び諸外国の法規制等で制限される場合は、それに従っていただきますようお願い申し上げます。

3.6. 微量分析レポートの提出

本ガイドラインを遵守していることの確認のため、材料別に微量分析レポートを必要な場合には毎年提出していただくことがあります。

3.7. 顧客要求への対応

当社のお客様から要求があった場合、お客様に構成材料の情報を提供するために、製品の構成材料及び化学物質調査データを提出していただくことがあります。特に、

新たな構造または材料を使用する製品が開発された場合には、構成材料使用調査シートの提出を依頼することがあります。

また、お取引先様には本ガイドラインと異なる内容のご依頼を行うことがあります。

3.8. 不適合発生時の対応

万一、当社への納入品に不適合品（疑われる物も含む）が発生した可能性がある場合は、すぐにご報告ください。

3.9. 環境保全活動の推進

本ガイドラインをご理解いただき、環境負荷化学物質の削減や、工程での不純物混入防止への配慮等を含む、環境保全活動の推進をお願いいたします。特に、鉛フリー製品の製造プロセス管理については取引先様によっては、まだ鉛入りめっきまたは共晶はんだボールを使用した製品が同じ工場内で扱われていると思います。既に対策を立てられていると思いますが、鉛混入のリスクがまったく無いわけではありません。装置のみならず、人、治具及び材料保管環境を含め、混入防止を徹底して頂くようお願いいたします。

4. 問合せ先

株式会社メガチップス グリーン調達問合せ窓口

06 - 6399 - 2873

文書制定・改定記録			
文書名	メガチップス グリーン調達ガイドライン		
制定日	版番号	制定・改定の理由、内容	
2005年1月1日	第1版	新規作成	
2005年10月1日	第2版	2.4	グリーン調達調査共通化協議会(JGPSSI) ジョイント・インダストリー・ガイドライン(JGPSSIJIG)
		別表	閾値の設定、化学物質群の削減・修正
2006年4月1日	第3版	2.5	含有判定基準を追加
		3	お取引先様へのお願い項目を章分けにし、納入時の提出物を明記
		別表1	梱包材の閾値を明記
2006年12月15日	第4版	1	環境方針改定に伴い、差し替え
		2.3	適用範囲に当グループへの納品物が入っていなかったため修正
		2.4	含有抑制物質の規制について明記
		3.1	納入時の提出書類、方法を修正
		3.2	含有判定基準の明示箇所を変更
		3.5	不適合製品発生時の対応依頼を明記
		別表2	抑制物質の閾値設定の説明を追記
2007年5月1日	第5版	1	環境方針改定に伴い、差し替え
		2.3	使用禁止措置適用除外項目を RoHS 指令に断定していたが、法規制等と修正
		3.1	法規制での使用禁止措置適用除外項目についても報告を要求することを明記
		3.6	お取引先様へのお願いに、環境保全活動の推進を追記
		全体	文書全体構成の見直し修正
		全体	組織変更に伴い会社呼称修正
		2008年10月21日	第6版
3.2	均質材料、機械的解体、意図的添加の説明を追記		
4.	問合せ先の を変更		
別表1	No.9の化学物質群に、塩化ターフェニル類(PCT類)を追加		
	No.11の閾値・禁止レベルに、含有率1000ppmを追加		
	No.12の閾値・禁止レベルを、「含有している場合は量にかかわらず」に変更		
	No.13の閾値・禁止レベルに、含有率30ppmを追加		
別表2	No.14の閾値・禁止レベルを、「含有している場合は量にかかわらず」に変更		
	No.20の閾値を、「DIN EN1811 試験時にニッケルの剥離量が0.5マイクログラム/平方センチ/週を超えないこと」に変更		

2014年2月28日	第7版	1	環境方針改定に伴い、差し替え
		2.2	製造工程で使用する材料、商社からの再梱包出荷品を追加
		2.3	適用時期について明記
		2.4	用語の定義を追加
		2.5	含有禁止物質および含有抑制物質リストを削除し、外部資料参考とした。
		3.2	均質材料に関する定義を2.4への記載に伴い削除
		3.3	お取引先様への監査を追加
		3.4	含有禁止物質非含有の確約提出依頼を追加
		3.6	微量分析レポートの提出依頼を追加
		3.7	製品の構成材料及び化学物質含有量データの提出依頼を追加
		3.9	環境保全活動の推進に、鉛フリー品への鉛混入防止を追加